

ひとり親家庭への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、国の補正予算案に基づき、ひとり親家庭への臨時特別給付金を、本市において速やかに支給できるように検討しておりますので、報告いたします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金を支給する。

2 支給対象者等

| 給付の種類 | 支給対象者 | 支給額 | 支給時期 |
|--------------------------------------|---|--------------------------|------------------------|
| (1) 児童扶養手当 受給世帯等への給付 【基本給付】 | ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 | 1世帯5万円、 第2子以降1人につき3万円 | 7月10日で 検討 (申請不要) |
| | ② 公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る | | 可能な限り速やかに実施 (要申請) |
| | ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 | | 国の通知等を踏まえて検討 (要申請) |
| (2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 【追加給付】 | ④ 上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者 | 1世帯5万円 | 国の通知等を踏まえて検討 (要申請) |

3 補助率

事務費含め、全額国庫負担(10/10)